

企救小作協同組合規約

第一條 本組合ハ企救耕作協同組合ト稱ス

第二條 本組合ハ企救町及其附近ニ耕作地ヲ所有シ之ヲ他人ニ小作セシケル地主及小作者ヲ以

組織ス

第三條 本組合ハ組合員ノ親知ヲ計リ地主ニ關スル純真ナル保善協同ヲ遂ケ農事ヲ改良シ

共存共栄ノ実ヲ齎グルヲ以テ目的トス

第四條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

(一) 農事ノ改善 (二) 組合員ノ修養和親並組合員ノ加入勧誘ヲナス

(三) 土地ノ改良保善 (四) 耕作地ノ検見又ハ小作料協定 (五) 小作關スル紛議ノ防止又ハ調停

(六) 自作農ノ獎勵及小作地ノ斡旋 (七) 其他必要ト認ムル事業

第五條 本組合ニ顧問並ニ専任員長 協同委員若干名ヲ置ク

但シ顧問若干名 専任員長一名

協同委員 (地主側三名 小作側三名) 補缺委員 (一名) 補缺委員ハ専任員長ニ場合代

任スルモノトス